

松戸都市計画 ごみ焼却場 変更図書
(第2松戸市清掃工場)

千葉県
松戸市

松戸都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（松戸市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中第 2 松戸市清掃工場を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
1	第 2 松戸市清掃工場	松戸市高柳 新田字大作	約 35,800 m ²	全連続焼却式 402t/日

「区域は計画図表示のとおり。」

理由

第 2 松戸市清掃工場の建替えに伴い、都市計画決定区域の一部を変更する。

新旧対照表

新

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
1	第2 松戸市清掃工場	松戸市高柳 新田字大作	約 35,800 m ²	全連続焼却式 402t/日
2	第3 松戸市清掃工場	松戸市和名 ヶ谷字西久 保及び西木 戸の各一部 の区域	約 24,600 m ²	全連続焼却式 300t/日

旧

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
1	第2 松戸市清掃工場	松戸市高柳 新田字大作	約 3.2ha	機械炉 300t/ 日 破砕機 100t/ 日
2	第3 松戸市清掃工場	松戸市和名 ヶ谷字西久 保及び西木 戸の各一部 の区域	約 24,600 m ²	全連続焼却式 300t/日

変更理由書

当該計画地は、ごみ焼却場として昭和50年12月18日に都市計画決定され、昭和55年11月にクリーンセンターを建設し、老朽化に伴い稼働停止する令和2年3月まで、約40年間ごみの焼却処理を行っていた。

稼働停止前はクリーンセンターと和名ケ谷クリーンセンターの2施設で処理を行っていたが、稼働停止後は和名ケ谷クリーンセンターの1施設で処理を行い、処理しきれない可燃ごみは、近隣市等で処理している。

和名ケ谷クリーンセンターも稼働から約28年経過し老朽化が進んでおり、和名ケ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、安定的かつ効率的な処理体制の構築に向けたごみ焼却場の整備を進める必要がある。

この状況を受け、令和4年3月策定の「松戸市ごみ処理基本計画」において、当該計画地に新焼却施設を整備する方針を示し、整備に向けて準備を進めてきた。

今回、新焼却施設に係る諸条件を検討した結果、都市計画決定区域の一部を変更する必要性が生じたことから、変更を行うものである。

都市計画を定める土地の区域

松戸市六高台九丁目、高柳字上瀬上及び字下瀬上並びに高柳新田字大作の
各一部の区域

都市計画の策定経緯の概要

松戸都市計画ごみ焼却場の変更

事 項	時 期	備 考
千葉県への事前協議申出	令和 7 年 2 月 5 日	令和 7 年 2 月 5 日 松環清第 71 号
千葉県からの事前協議回答	令和 7 年 3 月 10 日	令和 7 年 3 月 10 日 都計第 1543 号
案の概要の縦覧	令和 7 年 4 月 1 日 から同月 15 日まで	令和 7 年 4 月 1 日 松戸市公告第 52 号 縦覧者：1 名 公述申出書及び意見書 の提出：なし
松戸市都市計画公聴会	令和 7 年 5 月 31 日	公述申出書が提出されなかつたため中止
都市計画案の公告・縦覧	令和 7 年 10 月 7 日 から同年 11 月 5 日 まで	予定
松戸市都市計画審議会	令和 8 年 5 月上旬	予定
千葉県への法定協議申出	令和 8 年 5 月下旬	予定
千葉県からの法定協議回答	令和 8 年 6 月上旬	予定
決定告示	令和 8 年 7 月下旬	予定